

アイベックスエアラインズ 安全報告書  
－ 2019年度－

2020年9月

この報告書は航空法第111条の6の規定に基づき作成、公表するものです。

報告内容は、特記ある場合を除き2019年4月1日から2020年3月31日を対象期間としています。 (2020-SPC-005 安全推進委員会)

---

## はじめに

平素より、アイベックスエアラインズをご利用頂き誠にありがとうございます。

2019年度は飲酒問題に明け新型コロナウイルスに終わった年でした。

弊社においては2019年1月に運航乗務員がアルコール検査を失念したまま3便を乗務する事案が発生し、嚴重注意を受けました。その対策を嚴重に実施したことから、その後同様事例の発生はありません。しかし残念ながら2019年11月に客室乗務員1名が出社時のアルコール検査にて基準値を超える数値が検知され他の客室乗務員と交替する事案が発生しました。

この事案を受け、すでに全客室乗務員に貸与していたアルコール検知器を使用して出社前に各自が自主検査を実施することとし、その後同様事例の発生はありません。

2020年1月からはアルコール検査の対象が拡大され、運航乗務員、客室乗務員、運航管理従事者、整備従事者に対して実施されることとなりました、弊社ではこれらのすべての職種に対してアルコール検知器を貸与しており、万全を尽くしています。

2019年年末から世界を震撼させた新型コロナウイルスの影響により、弊社運航便においても2020年3月21日より一部において計画的な運航休止を余儀なくされました。お客様の皆様にはご不便をおかけし、誠に申し訳ございません。しかし、この影響は2020年度にも及んでいます。現在は運航に供するすべての機体について、毎晩消毒作業を実施しており、お客様および乗務員の安全、安心の確保に取り組んでいます。

安全運航はもとより、これまでも増して配慮することで、ご利用いただくお客様に安全で安心できる運航をご提供することを、改めてお約束致します。

2020年9月



アイベックスエアラインズ株式会社  
代表取締役社長

幾井孝昂

## 目 次

<b>1. IBEXの基本方針</b>	
1. 1 経営理念 .....	4
1. 2 安全宣言 .....	4
1. 3 安全確保方針 .....	4
1. 4 安全管理の方法 .....	5
<b>2. 運航を支える安全管理システム</b>	
2. 1 安全管理システム .....	6
2. 2 運航・整備の体制 .....	8
2. 3 日常運航に直接携わる要員の定期訓練・定期審査 .....	8
2. 4 日常運航で発生した不具合の把握と対応 .....	10
2. 5 安全啓蒙活動 .....	12
2. 6 使用航空機の情報 .....	13
<b>3. 2019年度の運航実績</b>	
3. 1 輸送実績 .....	13
3. 2 事故、重大インシデント及び その他の安全上のトラブルの発生状況 .....	14
<b>4. 安全性維持・向上への取組み</b>	
4. 1 輸送の安全確保のために講じた処置等 .....	16
4. 2 2019年度の安全目標と実績 .....	17
4. 3 2020年度の安全目標 .....	17

## 1. IBEXの基本方針

### 1.1 経営理念


- (1) IBEXは安全運航を社会への責務と考えます。
- (2) IBEXはお客様の立場から発想し、行動します。
- (3) IBEXは成長、発展し、社会や株主の負託に応え、従業員の幸福を目指します。

### 1.2 安全宣言

- (1) IBEXは、安全を最優先します。
- (2) IBEXは、安全を企業の社会的責任とみなし、社員の義務と定めます。
- (3) IBEXは、安全を確保するために近道は選びません。

### 1.3 安全取り組みに関する方針

- (1) 業務の実施にあたり関連法規、規程・基準類の遵守を徹底します。法規や規程を遵守していない事案に気づいた者は、当事者に Assertion\*しなければなりません。
- (2) 事故・インシデント等が発生した場合にはその原因究明を行い、再発防止策を講じます。
- (3) 安全性を向上させるため、事故やトラブルの予兆となる不安全要素を把握し、そのリスクを評価、低減する取組みを実施します。
- (4) 各部門は、安全方針に沿った取組み及び安全目標を設定し、その達成に努めます。
- (5) 会社は組織内の安全文化の醸成に努め、必要に応じて関係者に対して安全に係る教育・啓蒙を実施します。
- (6) 自発的安全報告制度を設け、社員が安全に関する危険要素や懸念、あるいは意図しない又は不注意によるエラー等を会社に報告することを推奨します。また会社は、報告内容を根拠に懲罰的措置を取らないことを保証します。



**経営理念**

1. IBEXは安全運航を社会への責務と考えます。  
2. IBEXはお客様の立場から発想し、行動します。  
3. IBEXは成長、発展し、社会や株主の負託に応え、従業員の幸福を目指します。

**行動指針**

1. 私たちは自己研鑽に努め、それぞれの持ち場でプロを目指します。  
2. 私たちは法令を遵守し、自由闊達で明るい職場づくりに努めます。  
3. 私たちは社会の変化に対応し、コスト意識を持って企業競争力の強化を図ります。

**安全宣言**


1. IBEXは、安全を最優先します。  
2. IBEXは、安全を企業の社会的責任とみなし、社員の義務と定めます。  
3. IBEXは、安全を確保するために近道は選びません。

**コンプライアンス宣言**

私たちIBEXエアラインズは、高度の公益的使命を担う定期航空運送事業に携わる者として、安全運航と定時運航を最優先するとともに、全社一丸となってコンプライアンスを確立し、社会から高い信頼と支持を得る企業風土を醸成します。

1. 私たちは常にお客様の声に耳を傾け迅速に行動し、お客様の満足と信頼を獲得します。  
2. 私たちは社会貢献活動に努め、人類共通の課題として環境問題に取り組みます。  
3. 私たちは広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を適時・適切に開示します。  
4. 私たちは公正・公平な取引を行い、政治・行政と健全な関係を保ちます。  
5. 私たちは市民社会の秩序と安全を確保し、個人の人格・人権を尊重します。  
6. 私たちは個人情報や会社の重要情報を適切に管理し取り扱います。  
7. 私たちは法令や社内規則を遵守し、高い倫理規範に則り誠実に行動します。

---

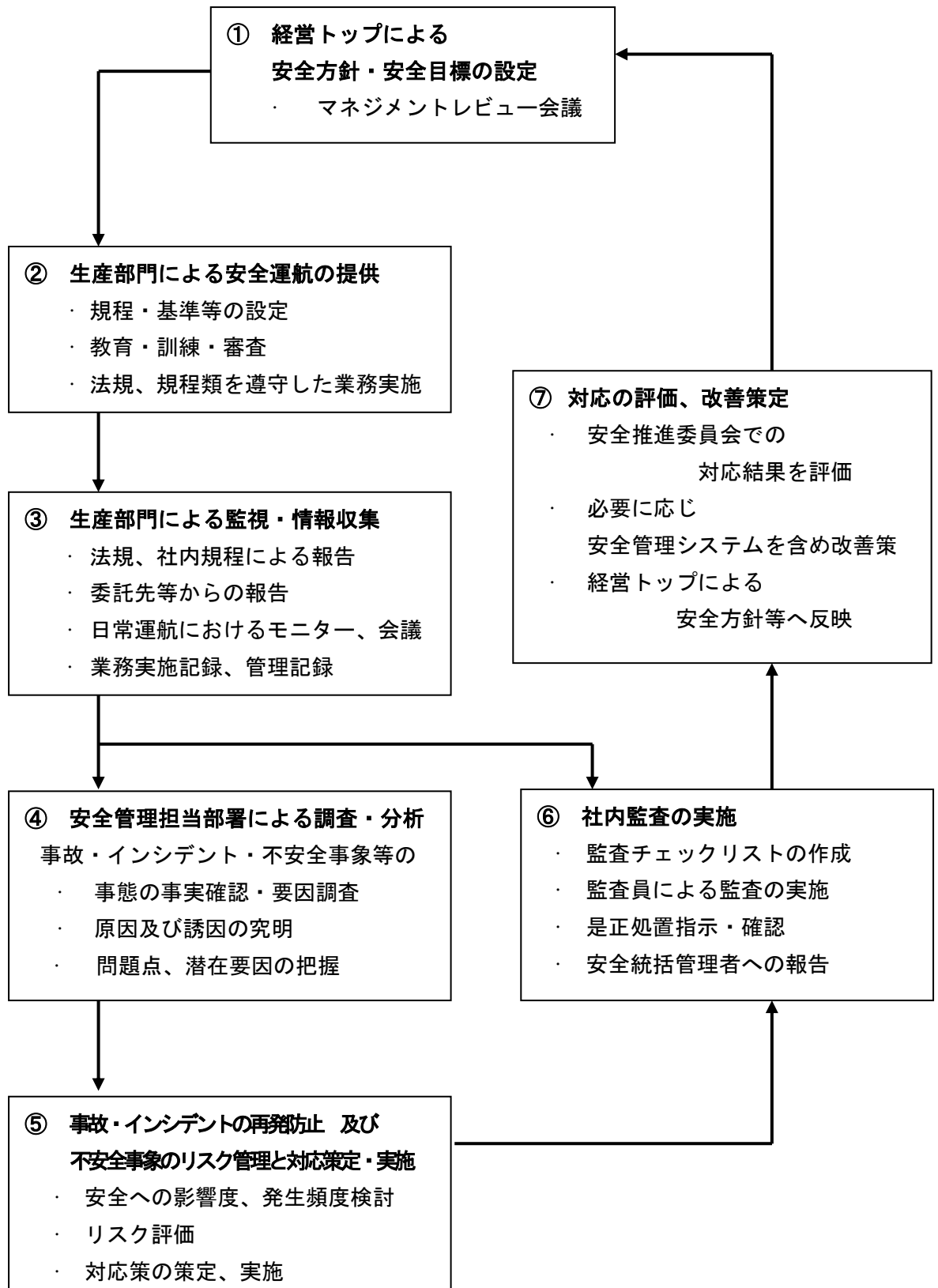
アイベックスエアラインズ株式会社      代表取締役社長 

\* Assertion :

規定・基準からの逸脱やそのおそれを感じた場合、及び他人の行動に疑問を感じた場合に、注意喚起し正しい方向への是正を働きかけること。

1.4 安全管理の方法

IBEX では次のような流れで運航の安全確保と維持・向上を図っています。



## 2. 運航を支える安全管理システム

### 2.1 安全管理システム

2006年10月1日に施行された航空法の改正に基づき、安全統括管理者を選任すると共に安全管理規程を設定しました。この安全管理規程には、安全管理システムを有効に機能させるために必要な安全方針、組織体制、責任分担等を定めています。

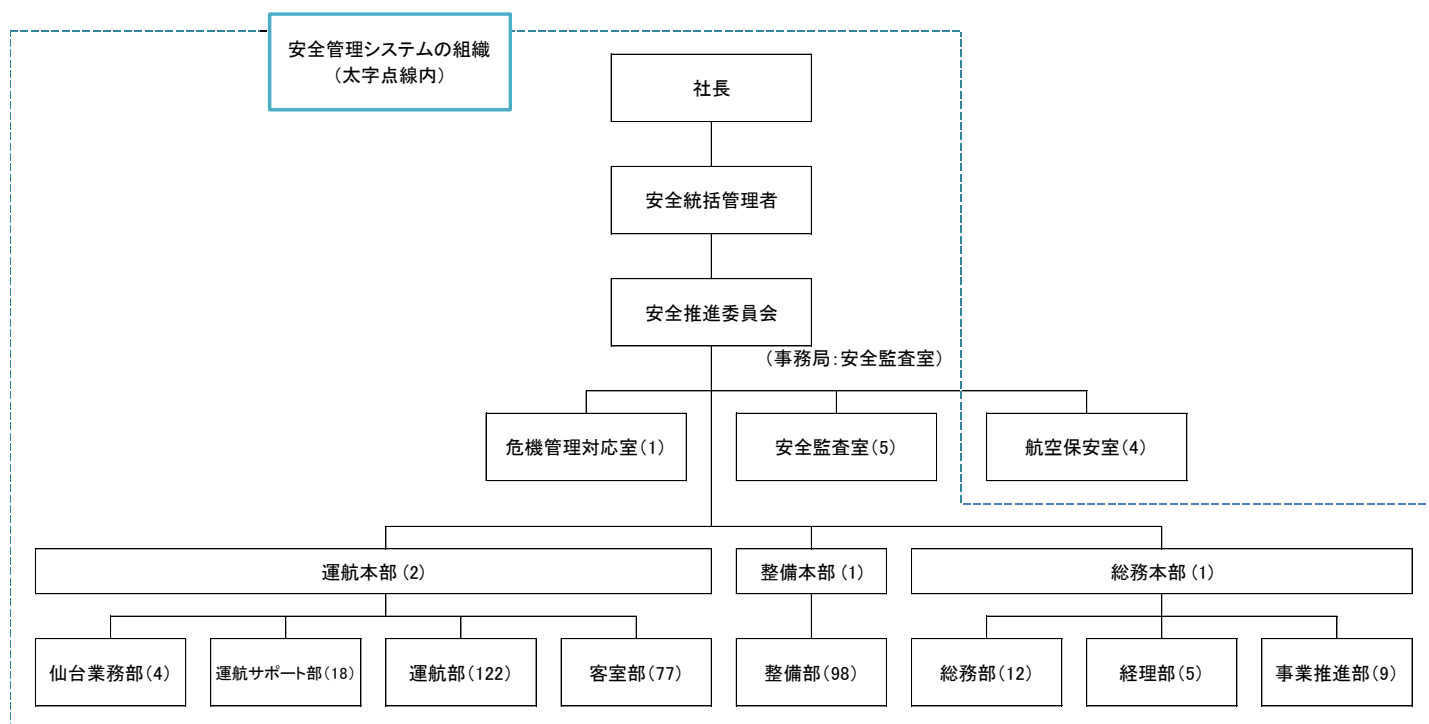
弊社では安全管理システム（SMS\*）の基本方針を以下の通りとしています。

\* SMS : Safety Management System

- (1) 会社はSMSを確立し、継続的に改善していく。
- (2) SMSとは、運航業務に関するすべての分野でトップから一般社員まで組織全体で安全方針や安全情報を共有し、系統的にハザードを特定し、リスクの評価を行い、適切な対策を講じ、講じた対策の効果を評価していく活動を継続的に行い、安全性を高めていくためのシステム（仕組み）である。
- (3) SMSを確立するためには、手順や責任・権限などを明確にした仕組みを構築し、PDCA（Plan/Do/Check/Act）のサイクルを継続していかなければならない。

#### 2.1.1 全体組織図

IBEXの全体組織図及び安全確保に関する組織並びに人員数を以下に示します。



( 2020年3月31日現在 359名 )

### 2.1.2 直接運航に携わる要員の数 (2020年3月31日現在)

① 運航乗務員	76名	(内 機長	37名)
② 客室乗務員	69名	(内 前任客室乗務員	45名)
③ 整備従事者	58名	(内 確認主任者	34名)
④ 運航管理者	6名		

### 2.1.3 安全管理システムの機能と役割

安全に係る主要な機能と役割は以下の通りです。

- ① 社長
  - 運航の安全の最終責任
  - 事業運営と安全優先の基本方針及び安全宣言の明示
  - 安全統括管理者の選任
  - 安全施策・安全投資の決定
  - 安全管理システムの改善
- ② 安全統括管理者
  - 安全管理への取組みの総括管理
  - 安全に係る重要事項の社長への報告・提言
  - 安全に係る重要な経営上の意思決定への直接的関与
  - 安全管理システムの継続的改善の推進
- ③ 安全推進委員会
  - 運航の安全と品質に係る重要事項の最高審議機関
  - 社内の安全管理システムの構築及びその評価・改善を含む体系的運営を統括
  - 安全管理システムの状況に応じて提言、勧告
  - 航空事故の根絶を目指し、安全に関する会社方針を設定
  - 安全に係る啓蒙活動
- ④ 本部長
  - 傘下の各部の安全活動の総括管理
  - 傘下の各部の安全活動に係る連携の管理
  - 他の本部との安全活動に係る連携の推進
  - 本部内安全に関する重要事項の安全統括管理者への報告
- ⑤ 安全監査室
  - 安全統括管理者の補佐及び安全推進委員会事務局
  - 日常的な安全推進活動に係る業務
  - 社内及び業務委託先の定期監査実施と改善の指示、確認
  - 監査員の訓練・審査
- ⑥ 事業推進部
  - 事業計画変更に係る調整
- ⑦ 総務部
  - 一般危機における総括業務
  - 一般危機管理における重要課題の審議、方針の決定
  - 事故及び異常事態対応に係る支援業務
- ⑧ 経理部
  - 安全に対する投資等の予算編成、実績管理
- ⑨ 仙台業務部
  - 運航各部門の必要資源の配置、作業環境整備の支援
- ⑩ 危機管理対応室

- オペレーション危機における総括業務
  - オペレーション危機における重要課題の審議、方針の決定
  - ERM(Emergency Response Manual)の制定、維持管理
  - 危機管理における教育・模擬演習の企画・実施
- ⑪ 各生産部門（運航部、客室部、運航サポート部、整備部）
- 部門の安全方針の設定
  - 部門の安全に関する取組みの実行
  - 部門の安全に関する業務の実施基準・手順の設定、実施と維持の確認
  - 航空法等に係る規程類の管理と規定・基準及び手順書の遵守の確認
  - 不備が認められた場合、その是正及び関係部署への報告
  - 航空法等で定められている義務報告の手順の設定と実行
  - 部門内安全に関する重要事項の関係部署への報告
  - 部門が担当するインシデントの調査及び再発防止の策定と報告

## 2.2 運航・整備の体制

### 2.2.1 運航

運航企画、安全・品質管理、運航管理、規程・基準類の管理、運航乗務員・客室乗務員・運航管理者の資格管理、乗員計画等、運航に係る管理業務はすべて自社で行っています。2009年1月に航空法第72条に基づく指定本邦航空運送事業者\*の指定を取得し、運航乗務員の自社訓練・審査体制の充実を図りました。

運航に際し、空港で必要となる運航支援業務、ロードコントロール業務、搭降載業務、旅客取扱業務等はすべて全日本空輸株式会社（ANA）に委託しています。

\* 指定本邦航空運送事業者

：航空法第72条の機長認定に係る審査は原則として国の運航審査官により行われますが、指定本邦航空運送事業者の指定を受けると、定期審査などは国土交通大臣の指名を受けた社内の査察操縦士により実施することが認められます。

### 2.2.2 整備

品質管理、技術管理、生産管理、部品・設備管理、規程・基準類の管理、整備士資格管理等、整備に係る管理業務はすべて自社で実施していると共に、定例整備の一部や運航中に発生した機材不具合の修復作業についても自社で行っています。2007年12月には航空法第20条に基づく航空機整備改造事業場の認定を受け、品質保証体制のもと、常に航空機の品質の維持向上に努めています。

なお、定例整備の内、航空機の重整備や、エンジン・装備品の整備については、国の整備事業認定を取得している会社やメーカーに委託しています。

### 2.2.3 委託業務の管理

運航あるいは整備に係る業務の委託については、航空法に基づく指針・通達に則り、委託に関する規程・基準を設定して行っています。

委託先の選定にあたっては、委託先有能力（品質、人員、施設、組織等）が弊社の要件を満足している事を事前に審査・確認しています。

また、必要に応じて弊社の要件を満たす教育・訓練を実施すると共に、定期的に監査・検査を実施し業務品質の維持向上に努めています。



## 2.3 日常運航に直接携わる要員の定期訓練・定期審査

### 2.3.1 運航乗務員

運航乗務員は、航空法で定められている国家資格を機種毎に取得する必要があるため、資格取得後、その知識・能力を維持・向上させるために毎年、定期的に訓練・審査を受ける事が航空法により義務付けられています。

定期訓練は、学科訓練、CRM訓練\*<sup>1</sup>、緊急・保安訓練、技能訓練、LOFT\*<sup>2</sup>等からなっており、操縦技術、知識、操作手順、異常事態への対処・回復能力の維持向上を目的としています。また、定期訓練に加えて、運航乗務員としての知識・能力を確認するための定期審査として、シミュレータを使用した技能審査と運航便における路線審査を実施しています。

#### \*1 CRM (Crew Resource Management) 訓練

ヒューマンエラーの防止能力維持・向上のために、利用可能なすべてのリソース（運航乗務員や客室乗務員、地上運航従事者、整備士、航空管制官等の人的リソースの他、計器等の表示情報、装置機器類の機能等）を効果的に活用して、運航の安全及び品質を確保することを目的とした訓練。

#### \*2 LOFT (Line Oriented Flight Training)

シミュレータを使用し、実際の運航において発生する可能性のある異常状態や緊急状態を模擬し、乗務員間の連携をはじめとしたCRMを実践に生かす能力の向上を目的とした訓練

### 2.3.2 客室乗務員

客室乗務員は、客室における保安要員としての役割を担っています。そのためすべての客室乗務員は必要な訓練を受け、社内審査に合格した後、乗務資格を得ており、またその資格を維持するために定期的に緊急総合訓練を受けています。

定期緊急総合訓練は、機内保安業務、応急措置、非常用装備品、非常脱出口、緊急着陸水に関する訓練、および保安訓練、CRM訓練等に関する訓練からなっており、客室乗務員としての職務遂行に必要な知識・能力の維持・向上を目的としております。

また、必要な知識・能力が維持されていることを確認するための定期審査を実施しています。

### 2.3.3 整備士

航空機の機体、エンジン、諸システムや装備品の整備を行うためには高度で専門的な知識・能力と経験が必要です。これらの業務に直接携わる整備士は、航空法で定められている国家資格を機種毎に取得する必要があります。

弊社の整備士はこれらの資格を取得するための訓練に加え、整備の知識・能力を維持・向上させるために2年毎に定期的に以下の訓練を実施しています。

弊社の整備士に関する主要な定期訓練の概要は以下のとおりです。

#### ① 確認主任者定期訓練

航空法規・社内規定の変更点、不安全事故、故障事例等に関する知識。

#### ② 整備検査員、構造検査員定期訓練

検査に係る重要変更事項等。

#### ③ 整備員、構造整備員定期訓練

確認主任者資格を有しない整備士に対する訓練で、内容は確認主任者定期訓練に準じます。

航空法規・社内規定の変更点に関する知識や、特別周知事項。

#### ④ 整備従事者定期訓練

航空法規・社内規定の変更点に関する知識や、特別周知事項。

#### ⑤ 航空機冷却液検査員、部品冷却液検査員定期訓練

航空機冷却液検査員：航空機の購入及び航空機の整備を委託した場合の冷却液検査の知識

部品領収検査員：整備用部品等の購入又は修理に係わる領収検査の知識

- ⑥ ヒューマンファクターズ定期訓練  
ヒューマンエラー、ヒューマンパフォーマンス、コミュニケーションに関する知識。
- ⑦ ベーシックマナー訓練  
整備直接従事者に対する訓練で、ベーシックマナーに関する知識。
- ⑧ 特別飛行訓練  
RVSM/RNAV 及び CAT-I 飛行に関する整備に係る知識の習得。

#### 2.3.4 運航管理者

運航管理者（ディスパッチャー）は、目的地飛行場、代替飛行場、航空路等の最新気象情報や航空情報、使用する飛行機の状態、搭乗する旅客等の運航に必要な情報を収集し、運航乗務員と連携して各運航便を安全かつ最良の運航効率で快適な航行ができるよう、飛行実施計画を作成するとともに、航行中の航空機に対する飛行の監視を行う役割を担っています。

運航管理者は国家資格が必要で、資格取得後、その知識・能力を維持・向上させるために毎年、定期的に訓練を実施しています。

弊社の運航管理者に関する定期訓練の内容は以下のとおりです。

- ① 航空法、諸規則の改正、変更についての知識付与
- ② 冬期運航等、運航阻害要因に係るリフレッシュ訓練
- ③ 新しいシステムや運航方式に関する知識付与
- ④ DRM 訓練\*

\* DRM (Dispatcher Resource Management) 訓練

運航乗務員の CRM 訓練と同様の目的で行うディスパッチャーの訓練。

また、職務遂行に必要な知識および技能を有している事を確認するための審査を定期的実施しています。

### 2.4 日常運航で発生した不具合の把握と対応

#### 2.4.1 不具合の把握と対応

日常運航で発生した不具合については、各生産部門で抽出・報告することを規定しており、その報告に基づき、部門内で状況を把握し、原因究明・対応策の検討を行うと共に部門内の周知を図ります。また、必要に応じて他部門との情報の共有・業務改善等を実施します。

これらは必要に応じて安全管理担当部署に伝えられ、社内における情報の共有を図ると共に、全社的視点に立った安全対策が検討・実施されます。

#### 2.4.2 安全情報の収集

##### ① 安全報告制度

###### 1) 法令上の義務報告

航空法第 76 条第 1 項各号に定められている「事故」、航空法第 76 条の 2 に定められている事態（「重大インシデント」）、及び航空法第 111 条の 4 に規定されている航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態（「安全上のトラブル」）については、国への報告が義務付けられています。

###### 2) 社内規程に基づく報告

社内規程で各部門が規定している主要な報告には以下のものがあります。対象事象が発生した場合には速やかに報告書が提出され、所定の手続きによって処理されます。

・ 運航乗務員の報告 : Captain Report 及び Air Safety Report

- ・客室乗務員の報告 : Irregularity Report/Unruly Behavior Report
- ・運航管理者の報告 : Dispatcher Report
- ・整備不具合報告 : Trouble Report
- ・旅客業務の報告 : Irregularity Report/Service Report/Unruly Behavior Report
- ・空港ハンドリング業務 : 不具合事象報告書
- ・その他 : 自発的安全報告制度による報告

## ② 飛行データ解析プログラム

安全運航の維持推進と運航品質の向上を図るために、日常運航便における飛行記録を収集、解析・評価することで、組織的な改善措置を講じていく FOQA\*プログラムを運用しています。

\*FOQA : Flight Operational Quality Assurance

## ③ 内部監査

安全管理システムが適切に機能しているか、運航・整備等の業務が関連法規および定められた規定・基準・手順によって実施され、当該手順が機能しているか否かを定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促します。また、必要に応じて臨時監査を実施しています。

## ④ 外部安全監査

国交省による運輸安全マネジメント評価、東京航空局による安全監査立入検査、コードシェアに関わる監査（IOSA、ANA コードシェア監査）を受審し、運航品質の維持を確認しています。

### 2.4.3 現場へのフィードバック

情報の共有、再発・未然防止の徹底のため、安全管理担当部署が、必要に応じて関連する部署、要員に対して安全情報の事例紹介や対策を周知しています。

また、規程類、基準等の改善を要するものについては関連部門との調整を行い、所定の手順を経て改訂を実施しています。

### 2.4.4 会社としての不具合点の把握と対応

部門・部署毎による対応に加え、安全に係わる事項については、更に会社全体として以下の会議体等で、現状の把握・原因究明・課題の抽出・対応策の検討を行います。なお、2015年10月30日に東京航空局長から事業改善命令を受けたことに鑑み、2015年12月より下記①および②の各会議の開催回数を倍増致しました。

#### ① 安全推進委員会（定例委員会：3ヶ月に1回開催）

安全に係る会社の最高審議機関として、安全課題とその推進状況を把握し、必要に応じて組織横断的に課題解決に取り組めます。

#### ② マネジメントレビュー会議（定例会議：1年2回開催）

事業年度毎に社内の安全管理活動の結果を把握、評価して、年度の課題対応方針や安全目標を決定します。中間時期においては、課題解決の状況や目標の進捗状況を確認し、必要に応じて経営トップである社長が自ら改善を指示します。さらに必要に応じて都度、安全管理システムの見直し、改善を審議、決定します。

#### ③ オペレーション推進会議（定例会議：1回/週）

2016年11月より、毎週1回、直近1週間の運航から、安全に係る報告や運航品質の改善を目的として情報の共有や議論の場としてTV会議を開催しています。

## 2.5 安全啓蒙活動

### 2.5.1 現状

弊社は2015年10月30日に東京航空局長から事業改善命令を受けました。

その後直ちに全役職員を対象に臨時安全教育を実施しました。臨時安全教育は2016年1月に完了しましたが、2019年3月までに全社員に対して再度安全一般定期訓練を実施しました。またこのような安全教育をこの後も引き続き定期的実施することとしております。

この安全訓練では、安全管理システムの重要性や、安全情報を収集しそのリスクを評価し必要に応じてリスクの低減策を講じるリスクマネジメント活動の概念などを学習しています。また、Assertionを安全文化に取り入れるべく、積極的な活動を展開しています。

### 2.5.2 活動状況

安全啓蒙活動は、安全推進委員会及びその事務局が主体となって推進しています。

弊社における具体的な活動事例は以下のとおりです。

#### ① 航空安全推進・航空保安強化月間

毎年7月を「航空安全推進・航空保安強化月間」と定めて、下記のような活動を実施しています。

- ・社長の職場巡視、職場懇談
- ・安全統括管理者による安全講話
- ・安全表彰
- ・ヒヤリ・ハット報告キャンペーン

#### ② 階層別社員安全訓練

#### ③ 航空安全誌「Safety IBEX」の発行

原則として年2回、安全推進委員会が社内向け安全情報誌として発行し、社員全員に配布しています。

2019年度はNo. 28、29を発行しました。主な内容は次の通りです。

- ・各生産部門長からの安全に係るコメント
- ・海外でのCRJ機事故及びインシデントの内容紹介
- ・社内各部門からの運航や安全に係る寄稿
- ・リスクマネジメント活動
- ・イレギュラー運航等
- ・安全推進及び監査活動報告

#### ④ 大手航空会社安全教育研修受講

#### ⑤ 安全講習会、各種航空安全セミナー等への参加

#### ⑥ Assertion Promotion活動

事業改善命令後、安全管理規程に設定されたAssertionについて、文化として定着させるべく、活動を行ってきました。2016年度からの初期においては、各部選出の安全推進員や新たに選出されたAssertion Promoterが協働して活動を行ってきましたが、2018年度からは安全推進員がこの活動を継続することとし、2019年度も継続して実施しました。

## 2.6 使用航空機の情報

カナダのボンバルディア社製の70人乗りの双発ジェット機CL-600-2C10型(通称:CRJ700)を10機使用しております。

(2020年3月31日現在)

機種	機数	座席数	導入開始時期	平均機齢	年間平均飛行時間	年間平均飛行回数
CL-600-2C10	10	70	2009年7月	6.3年	2,406時間/機	2,176回/機

## 3. 2019年度の運航実績

2019年度はCRJ700を合計10機保有し、うち1機を予備機として9機で運航を実施しました。就航便数は21,512便、総飛行時間は28,048時間でした。就航率は97.1%、定時出発率は91.5%であり、2000年8月7日の初便就航開始から2020年3月31日までの総就航便数は228,877便、総飛行時間は270,790時間となりました。

### 3.1 輸送実績

(2019/4/1 ~ 2020/3/31)

路線名	運航便数(回)	旅客数(人)	旅客人キロ(千人・Km)	備考
成田-仙台	546	18,279	7,951	2019年7月1日より再開
成田-小松	720	35,295	22,765	
成田-広島	721	37,902	34,036	
伊丹-仙台	1,412	76,827	61,692	
伊丹-福島	1,348	62,122	41,125	
伊丹-新潟	2,063	98,821	60,380	
伊丹-福岡	697	41,225	23,828	
伊丹-大分	691	33,558	15,504	
名古屋-仙台	1,429	68,321	44,887	
名古屋-福岡	718	38,134	28,372	
名古屋-松山	723	41,735	22,704	
名古屋-大分	1,437	70,242	42,988	
仙台-小松	1,132	49,990	30,044	
仙台-広島	1,432	76,617	76,770	
仙台-福岡	2,862	158,724	199,357	
福岡-小松	724	39,737	31,869	
福岡-新潟	717	39,784	45,990	
仙台-千歳	1,419	74,946	49,764	
千歳-松山	721	34,026	50,495	

3. 2 事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブルの発生状況

航空法第 111 条の 4 により報告が義務付けられている航空法第 76 条第 1 項各号に定められている事故、航空法第 76 条の 2 に定められている事態、及び施行規則第 221 条の 2 の第 3 号及び第 4 号に定められている「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」に関する発生状況は以下のとおりです。

3. 2. 1 事故（航空法第 76 条第 1 項各号に定められている事故）

2019 年度の該当事例は 0 件。（運航開始以来ありません。）

3. 2. 2 重大インシデント（航空法第 76 条の 2 に定められている事態）

2019 年度の該当事例は 1 件発生した。

重大インシデントの概要は以下のとおり。

2019 年 10 月 30 日アイベックス 16 便（仙台-福岡）は 16 時 32 分に仙台空港を離陸し、飛行中、美保飛行場の南西約 20Km 付近を高度約 10,400m にて飛行中に機長席側の操縦室窓にひび割れが発見された。当該ひび割れへの対応手順を実施していたところ、機内の気圧が低下したことを示す計器表示があったため、高度約 3,000m まで緊急降下を実施中に、乗客用酸素マスクが自動的に展開した。当該機は飛行を継続し、18 時 38 分に福岡空港に着陸した。

本件は、航空機内の気圧が異常に低下した事態に当たるとして、翌 10 月 31 日に重大インシデントに認定された旨、当局より連絡を受けた。

3. 2. 3 その他の安全上のトラブル

（航空法施行規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号に定められている事態）

2019 年度の発生件数は 37 件でした。発生した事象の概要及び再発防止のために講じた措置の概要は以下のとおりです。

事象の概要		件数
システムの不具合 (※1)	航空機衝突防止装置が不動作であることを示す計器表示があった	2 件
	油圧システムに不具合が発生した	1 件
整備関連	誤った部品番号のものが使用されていることが判明した	5 件
	整備要日超過した	1 件
	構造部材の一部が腐食した	1 件
	客室サイドウォールライトが脱落した	1 件
	操縦室右側窓にひび割れが発生した	1 件
	整備作業用携帯電話を操縦室に忘れた	1 件
	無申告危険物（電池式ヘアアイロン）を受託手荷物として輸送した	1 件
危険物	輸送禁止物件（クレベリン）を輸送した（※2）	16 件
	航空機内の気圧が低下した（※3）	1 件
その他	客室乗務員の検査でアルコールを検知した	1 件
	衝突防止装置の指示に従って回避操作を行った	4 件
	搭乗者のうち子供の数が正しくなかったため、重量重心位置が不一致のまま運航した	1 件

※1：不具合の原因を特定し必要な処置を実施。その後再発してないことを確認

※2：クレベリンは主成分に二酸化塩素を含む薬品で腐食性物質に該当するため

航空機内への持ち込みが禁止されたが、新型コロナウイルスの感染防止に効果があると考えられた旅客による持ち込みが多発した。機内にて発見した場合、出発前であればこれを取り降ろし、出発後に発見したものを報告した。

※3：重大インシデントに認定された。

### 3.2.4 イレギュラー運航

2019年度の発生件数は4件でした。

事象の概要	
出発空港への引き返し	離陸直後、客室後方トイレの煙探知機が作動したため引き返した。
	離陸し、脚上げ操作を実施したが、全ての脚が確実に格納していないことを示す計器表示があったため引き返した。
目的地の変更	上昇中、副操縦士席側の窓の防氷系統に不具合が発生したことを示す計器表示があったため目的地を変更した。
航空交通管制上の優先権を通報	飛行中、3つある油圧系統のうち1つの系統の作動油圧が低下したことを示す計器表示があったため、緊急事態を宣言した。その後、当該系統の作動油圧が正常となったため同宣言を取り消し着陸した。

#### (参考)

#### 事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル、イレギュラー運航とは？

##### 航空事故とは？

航空法第76条第1項各号に定められており航空機の運航によって発生した人の死傷（重傷以上）、航空機の墜落、衝突火災、航行中の航空機の損傷等の事態が該当し、国土交通省が認定します。

##### 重大インシデントとは？

航空法第76条の2に定められており、航空事故には至らないものの事故が発生する可能性があったと認められるもので、滑走路からの逸脱、非常脱出等が該当し、国土交通省が認定します。

##### 安全上のトラブルとは？

2006年の航空法改正により、航空事故等を防止する手段として、航空事故や重大インシデントに至らなかった事案に関する情報についても航空関係者で共有し、予防安全対策に活用していくことを目的に、新たに「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態（安全上のトラブル）」を国に報告することが義務付けられました（航空法施行規則第221条の2）。

これらのトラブルが積み重なった場合には事故を誘発することにもなりかねないものですが、個々のトラブルは航空機の安全な運航にほとんど影響はなく、直ちに航空事故につながるものではありません。

対象となる事態は次の通りです。

##### (1) 航空機の航行中に発生した次の事態

- ① 航空機の構造が損傷を受けた事態（法規に定める小修理、大修理に該当するもの）
- ② 航空機に装備された安全上重要なシステムが正常に機能しない状態となった事態
- ③ 非常用の装置又は救急用具が正常に機能しない状態となった事態
- ④ 運用限界の超過又は予定された経路もしくは高度からの著しい逸脱が発生した事態
- ⑤ 上記の他、緊急の操作その他の航行の安全上緊急の措置を要した事態

(2) 上記(1)の他、以下の事態

- ① 航空機の構造の損傷
- ② 非常用装置の故障
- ③ 装備品又は部品の誤った取り付け
- ④ その他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

#### イレギュラー運航とは？

イレギュラー運航とは、航空機の多重システムの一部のみの不具合が発生した場合等に、乗員がマニュアルに従い措置した上で、万全を期して引き返しや目的地の変更等を行ったものです。一般的には、直ちに運航の安全に影響を及ぼすような異常事態ではありません。

対象となる事態は次の通りです。但し航空事故または重大インシデントに該当したものは除外します。

- ① 離陸後に目的地を変更した場合(※1)
- ② 出発地に引き返した場合(※1)
- ③ 航空交通管制上の優先権を必要とする旨を通報した場合(※1)
- ④ 航空機が他の航空機又は物件と接触した場合
- ⑤ 航空機が滑走路から逸脱した場合
- ⑥ 滑走路を閉鎖する必要があるような運航があった場合(※2)

※1：機材の不具合等によるものに限る。

※2：滑走路点検のために閉鎖するものを除く。

なお、これらの事態に該当するか否かを判断する指針が航空局の通達に詳細に定められています。

## 4. 安全性維持・向上への取組み

### 4.1 輸送の安全確保のために講じた処置等

#### 4.1.1 国から受けた事業に係わる指導等

2015年度には事業改善命令を、また2016年度には東京航空局保安部長からの口頭指導を受けました。

事業改善命令や口頭指導を受けた内容については、継続して改善を図っております。2018年度においては、運航乗務員のアルコール検査未実施による運航に対して厳重注意(文書)を受けました。再発防止対策はすでに完了しており、本件発生以降は同種の不具合の発生はありません。

#### 4.1.2 輸送の安全確保のために講じたその他の処置

##### ① 安全管理システムの充実

2007年に整備部門で整備改造認定事業場を取得し、2009年には運航部門で指定本邦航空運送事業者の指定を取得して、安全管理システムを充実させています。また、国内外の大手航空会社とコードシェア提携を行い、成田空港においては国際線に接続する国内線を運航しています。米国の大手航空会社とコードシェア契約を締結するにあたり、国際基準の安全性及び品質を確保、保証する必要があることから、2008年度にIOSA\*の認証を取得しました。その後2年毎に監査を受け、認証を更新しています。

\* IOSA=IATA Operational Safety Audit：国際的な法令や安全上の要求基準に基づく国際航空運送協会(IATA=International Air Transport Association)の安全監査プログラム



## ② 安全推進活動

2019年度の安全推進に係わる主な活動は以下の通りです。

- ・ 安全推進委員会の開催
- ・ 社長による安全懇談会、安全統括管理者による安全講話
- ・ 一般職と管理職への階層別安全訓練の実施
- ・ ヒヤリ・ハット報告キャンペーンの実施
- ・ 航空安全誌(Safety IBEX)の発行
- ・ 東京航空局主催の安全推進連絡会議への参加
- ・ ANA 安全教育センターでの社員安全教育の実施
- ・ ANA 関係会社安全連絡会議への参加
- ・ 各種航空安全セミナー等への参加

## ③ 社内及び委託先監査の実施と是正処置

2019年度は社内 20 部署に対して臨時監査を含め延べ 24 回の内部監査を実施しました。是正を求める指摘事項が 2 件、気付き事項が 39 件ありました。また、良い取組と評価した Good Job が 3 件ありました。

また就航全 12 空港委託先並びに機体・装備品関係委託先 8 部門に対して監査を実施しました。是正を求める指摘事項はなし、気付き事項が 4 件ありました。また、良い取組と評価した Good Job はありませんでした。

各委託先については、契約の継続に支障となるような事項はありませんでした。

## ④ 客室乗務員、運航管理従事者及び整備従事者にアルコール検査の義務付け

2020年1月1日より、それまでアルコール検査が義務付けられていた運航乗務員に加えて、客室乗務員、運航管理従事者および整備従事者にもアルコール検査が義務付けられました。客室乗務員には乗務のための勤務開始時と一連の乗務終了後の検査が実施されています。一方整備従事者については、始業時に検査を実施し、運航管理従事者については対空通信実施前に検査を実施しています。

また、弊社では運航乗務員、客室乗務員、運航管理従事者および整備従事者の個々人にアルコール検知器を貸与し、入社前の確認に活用しています。

## 4.2 2019年度の安全目標と実績

国の航空安全プログラムが2013年10月に設定され、その後通達の改正に伴い、航空会社は安全目標を設定し当局に届け出ることとなりました。

また、その安全目標は「測定可能な指標」であり、現状よりも改善された目標を設定することが定められました。

## 4.2.1 2019年度目標

これらの変更を受け、2019年度は指標を「事故・重大インシデント」、「イレギュラ一運航発生率」及び「ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル発生率」とし、それぞれの数値目標を以下の通り設定しました。

## 2019年度安全目標

- ▶事故：0件
- ▶重大インシデント：0件
- ▶ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル発生率  
(法111条の4 義務報告対象)：4.5件以下/10,000便

#### 4.2.2 2019 年度の実績

目標に対する実績は以下の通りで、1 件を除き目標を達成しました。

2019 年度安全目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶事故：0 件</li> <li>▶重大インシデント：1 件</li> <li>▶ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル発生率 (法111条の4 義務報告対象)：3.7 件/10,000 便</li> </ul>

#### 4.3 2020 年度の安全目標

##### 4.3.1 全社安全目標

2020 年度の会社の安全目標は指標を一つ追加し 4 つの指標を設定し、数値目標は以下の通りとしました。

2020 年度安全目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶事故：0 件</li> <li>▶重大インシデント：0 件</li> <li>▶アルコール検査不適切事象：0 件</li> <li>▶ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル発生率 (法111条の4 義務報告対象)：3.8 件以下/10,000 便</li> </ul>

##### 4.3.2 部門取組目標

- ① 運航部
  - (1) ヒューマンエラーによる法111条の4に該当する事態の発生件数：2件以下
  - (2) アルコール関係の法111条の4に該当する事態の発生件数：0件
- ② 客室部
  - (1) 客室乗務員及び旅客の怪我防止
    - ・飛行中における客室乗務員の負傷件数：0件
    - ・機内設備による旅客の負傷件数：8件以下
  - (2) アルコール検査に係る不適切事象：0件
  - (3) ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル発生防止
    - ・ヒューマンエラーによる法111条の4に該当する事態の発生件数：0件
- ③ 整備部
  - (1) 定時出発率：99.49%以上
  - (2) GTB以外の運航に影響のある事態発生率：1.5件以下/10,000便
  - (3) ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル発生件数：5件以下
  - (4) ランプ内事故発生件数：0件
- ④ 運航サポート部
  - (1) 運航管理上のヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル発生件数  
(法111条の4対象)：通年0件(運航管理課)
  - (2) 運航管理者及び運航管理補助者のアルコール検査不適切事象の撲滅：  
通年0件(運航管理課)
  - (3) ヒューマンエラーに起因する安全上のトラブル発生件数  
(法111条の4対象)：通年0件(運送課)
- ⑤ 安全監査室
  - (1) Assertion文化の醸成
    - ・Thank you card活用促進：投稿数70件以上/年度
  - (2) ヒヤリ・ハット報告の活用

- ・ヒヤリ・ハット報告件数：報告件数180件以上/年度
- ・成功体験の共有：安全推進員活動にて実施

以上